

名古屋市上下水道局「週休2日交替制工事」試行要綱  
(土木工事)

名古屋市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設業界において若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められていることに鑑み、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日（技術者、現場代理人及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する）の普及に取り組むため、名古屋市上下水道局所管の土木工事における週休2日交替制の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日交替制工事 対象期間において、従事者が交替しながら4週8休以上の休日を確保できるよう取り組む工事をいう。
- (2) 週休2日制工事 対象期間において、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1号及び第2号に規定する休日を現場閉所（現場安全点検（巡視）等を行うことを除き、事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業を一切行わないことをいう。以下同じ。）し、従事者が休日確保できるよう取り組む工事をいう。
- (3) 従事者 対象工事に従事する元請け（受注者）及び下請け（建設工事の請負契約業者のみ）の全ての技術者、現場代理人及び技能労働者をいう。ただし、対象期間内に現場に従事した期間が連続して4週間未満の者は除く。
- (4) 対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間内で従事者が現場に従事する期間をいう。
- (5) 非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間をいう。）、後片付け期間（施工終了日から工事完了日までの期間をいう。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他の現場作業を行わない期間をいう。ただし、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）も含む。

- (6) 現場着手 現場で作業を開始することをいう。
- (7) 平均休日率 対象期間内に現場に従事した従事者の各々の休日率を平均したものをいう（小数点第2位を四捨五入）。なお、休日率とは対象期間内に現場に従事した従事者の休日数の割合をいい、例えば4週8休の休日率は28.5%（8日／28日）（小数点第2位を切り捨て）となる。

（対象工事）

第3条 次の各号全てを満たす工事は、週休2日交替制の対象とし、「週休2日交替制工事の試行に関する特記仕様書（土木工事）」を添付して発注する。

- (1) 単価契約以外の工事
- (2) 対象期間が4週間以上の工事
- (3) 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

（例）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 渇水期の施工の必要がある工事</li><li>・ 連続施工の必要がある工事</li></ul> |
|---|

- (4) 緊急随意契約以外の工事

2 週休2日交替制工事から週休2日制工事への変更は不可とする。

（取組内容）

第4条 受注者は、週休2日交替制の取組として、対象期間において従事者の休日を確保するよう配慮するものとする。

- 2 降雨等により1日を通して休工した場合は、休日として扱うものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日交替制の取組の趣旨を伝え、協力を依頼するものとする。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日交替制の試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

### 週休2日交替制試行工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、技術者、現場代理人及び技能労働者が交替で週休2日に取り組む工事です。

発注者：名古屋市上下水道局技術本部

〇〇部〇〇〇〇〇〇〇〇

施工者：〇〇建設（株）

- 5 受注者は、対象期間が始まる前までに対象期間における従事者の実施する休日率及び平均休日率が確認できる休日取得計画兼実績表（様式第1号）を提出すること。また、受注者と監督員は1ヶ月毎に実施状況を確認すること。その際、受注者は予定の変更があった場合、変更後の休日取得計画兼実績表（様式第1号）を提出すること。
- 6 監督員は、従事者の休日取得に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された休日取得計画兼実績表（様式第1号）を確認する。
- 7 受注者は、対象期間終了後7日以内に、休日取得計画兼実績表（様式第1号）を監督員に提出するものとする。
- 8 現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、2開庁日前までに工事打合せ簿において、監督員と協議すること。
- 9 週休2日交替制工事の取組は、工事成績評定において、取組状況に応じて評価する。評定基準は考査項目別運用表に定めるものとする。また、週休2日交替制工事の取組結果は工事完成確認通知書にて受注者へ通知する。
- 10 週休2日交替制工事は、当初設計において経費（労務費及び現場管理費率をいう。以下同じ。）に第1号に規定する補正係数を乗じるものとし、平均休日率が28.5%（4週8休）に満たない場合は、平均休日率に応じて経費に第2号又は第3号に掲げる補正係数を乗じた額に変更契約するものとする。この場合において、平均休日率が21.4%（4週6休）未満の場合、補正分を減額するものとする。

(1) 【4週8休以上（平均休日率が28.5%（8日/28日）以上）】

労務費 1.05

現場管理費率 1.03

(2) 【4週7休以上、4週8休未満

(平均休日率が25% (7日/28日) 以上28.5% 未満)】

労務費 1.03

現場管理費率 1.02

(3) 【4週6休以上、4週7休未満

(平均休日率が21.4% (6日/28日) 以上25% 未満)】

労務費 1.01

現場管理費率 1.01

11 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、経費に前項第1号に規定する補正係数を乗じた額を減ずるものとする。

12 この要綱に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる請負工事に適用する。

(様式第1号)

休日取得計画兼実績表

件名:  
工事場所:  
工期:

年 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象期間日数 小計	休日数 小計		
	曜日																																			
	対象期間種別																																			
年 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象期間日数 小計	休日数 小計		
	曜日																																			
	対象期間種別																																			
年 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象期間日数 小計	休日数 小計		
	曜日																																			
	対象期間種別																																			
年 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	対象期間日数 小計	休日数 小計		
	曜日																																			
	対象期間種別																																			

◎凡例

【対象期間種別】

- 対 : 対象期間
- 準 : 準備期間(非対象期間)
- 後 : 後片付け期間(非対象期間)
- 工 : 工場製作等の現場不稼働期間(非対象期間)
- 中 : その他中止期間(非対象期間)

◎平均休日率

- 28.5%(8日/28日)以上 = 4週8休以上
- 25.0%(7日/28日)以上28.5%(8日/28日)未満 = 4週7休以上4週8休未満
- 21.4%(6日/28日)以上25.0%(7日/28日)未満 = 4週6休以上4週7休未満

●平均休日率の算定

【作業・休日種別】

- 作 : 作業日
- 休 : 休日
- 天 : 天候による予定外の休日

①算定対象者	対象期間日数	休日数	②休日率
			%
			%
			%
			%
			%
			%

$$\begin{aligned}
 \text{平均休日率} &= \Sigma ② / \Sigma ① \\
 &= \quad / \quad \\
 &= \quad \%
 \end{aligned}$$